

いじめ防止基本方針

長崎県立北松農業高等学校

令和4年4月

1 基本方針

(1) 目指す生徒像

基礎学力 規範意識 自主的活動 思いやる心 地域連携 国際的視野

(2) 目的

いじめの問題への対策を総かがりで進め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定める。

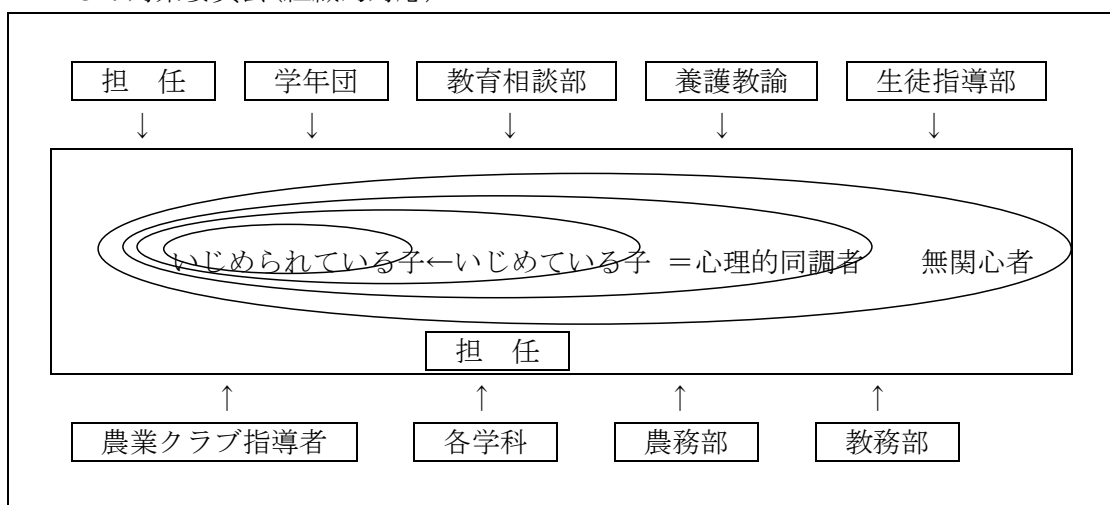
2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

3 いじめ対策委員会(組織的対応)



構成員：校長・教頭・教務主任・農場長・生徒指導主事・学科主任・学年主任
・カウンセラー・養護教諭・農ク主任・主任実習助手・◇3の関係者

- ◇1 各分掌間で情報交換を行いながら、予防と発見に努め、定期的かつ必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、具体的な取組を協議する。
- ◇2 協議事項については職員会議で報告し、全職員の共通理解のもと、いじめの予防と根絶にあたる。
- ◇3 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員などの外部専門家、その他保護者、学校評議員や学校支援会議委員、民生委員などの地域関係者とともに対応する。

4 いじめの防止について

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

○いじめを生まない学校づくり

ア 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、一致協力した指導体制を確立する。

イ 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

ウ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

エ 道徳的实践力を培う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

オ 生徒の自己肯定感の育成

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

カ 生徒の自己指導能力の育成

農業クラブ活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

キ 家庭・地域、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・

地域等が一体となった取組を推進する。

ク 学校基本方針の周知

年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにする。

ケ 学校基本方針による取組の評価

各学校は、学校基本方針による取組の状況について、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

5 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、さらには、メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○早期発見のための措置

ア 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5WIH 気づきメモなど）を行う。

イ 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートを活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ 情報の収集

生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○実際の対応

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

イ 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

ウ いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

エ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

オ いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

カ 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

キ 継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

ク ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

組織的ないじめ対応

①いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の指導力向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等による道徳教育などの充実
- 農業クラブ活動を通じた自己指導能力の育成
- 「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

②いじめの情報

③情報の収集

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める

④指導・支援体制の組織化

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

連携 関係機関

⑤-A 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し寄り添い支える体制を作る。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇氣を持つように伝える。

⑤-B 保護者との連携

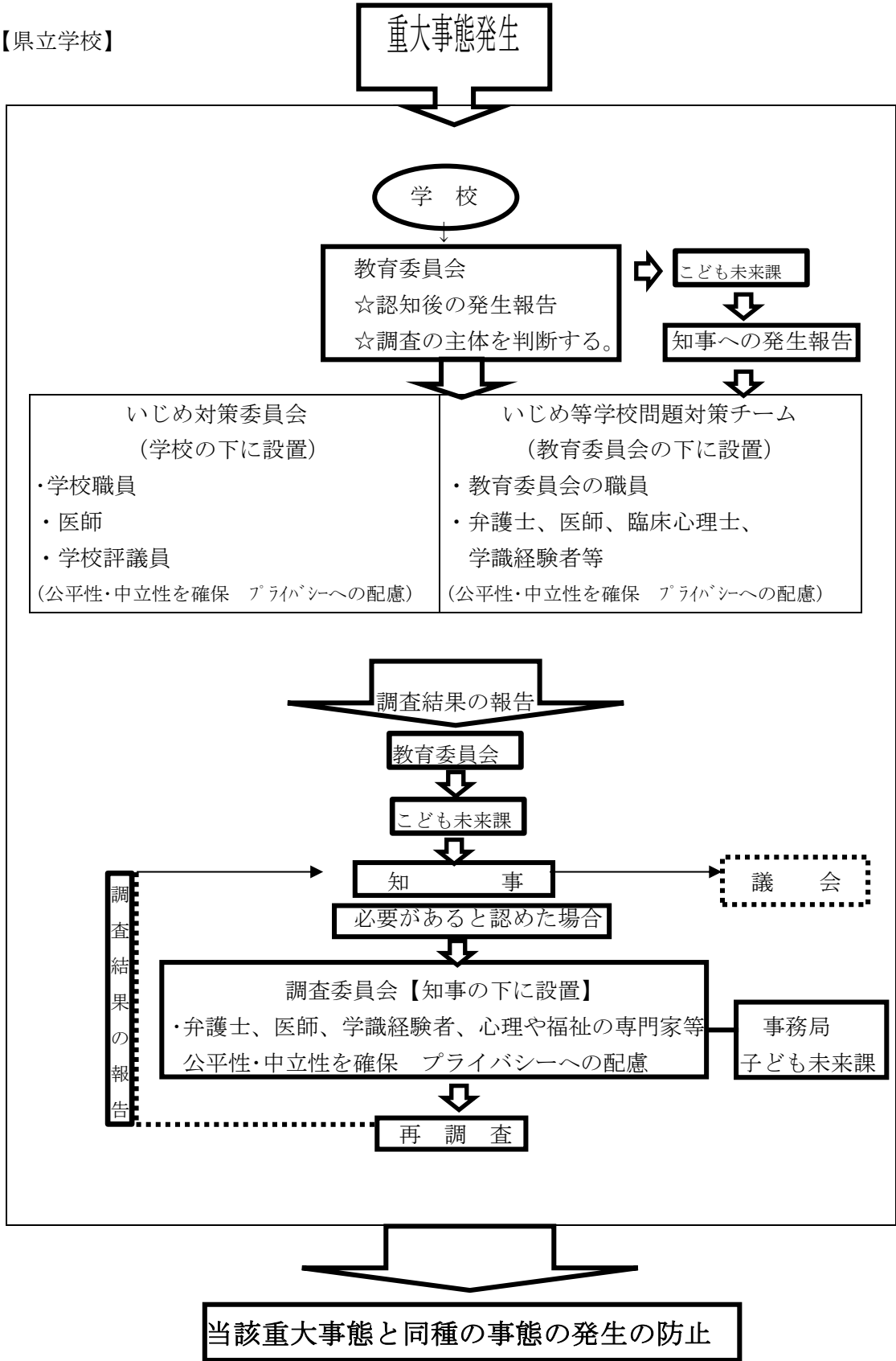
- つながりある教職員を中心に即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

【いじめ解消の2つの要件】

- ①いじめにかかる行為が止んでいること（目安は少なくとも3カ月）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - *被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する
- 『解消している』状態に至った場合でも、いじめの被害生徒及び加害生徒については、教職員は日常的に注意深く観察する。

【県立学校】



長崎県立北松農業高等学校「いじめ対策委員会」設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、いじめ防止対策推進法第 22 条の規定及び長崎県いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織である「いじめ対策委員会」(以下「委員会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学校におけるいじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うための中核的な組織とする。

(構成員)

第 3 条 委員会は複数の教職員及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの等、その他関係者(外部委員)により構成する。

(役割)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口の役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の徴収、指導・支援の体制や対応方針の決定及び保護者との連携等を組織的に実施するための役割

(外部委員の委嘱)

第 5 条 校長は、学校いじめ防止基本方針に基づき、外部委員に適任とされるものを人選し、委嘱するものとする。

(外部委員の解任)

第 6 条 校長は、特別の事情がある場合は、外部委員の委嘱を解くことができる。

(外部委員の任期)

第 7 条 外部委員の任期は、委嘱の日から年度末までとする。

(守秘義務)

第 8 条 外部委員は、その任務を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

【附則】 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。